

札幌市告示第2634号

令和6年能登半島地震による被災者に対する市税の申告等の期限の延長の期日を、下記のとおり告示する。

令和6年6月19日

札幌市長 秋 元 克 広



記

札幌市税条例（昭和25年条例第44号）第9条第1項の規定に基づき、令和6年札幌市告示第131号において別途札幌市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和6年7月30日までの間に到来するものについて、令和6年7月31日とする。

都道府県	地域
富 山 県	富山県
石 川 県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町